

四日市版インクルDB※の取組について

平成31年1月24日
四日市市教育委員会教育支援課

1 学校における合理的配慮の現状と課題

- (1) 市内の園・小中学校で行われている合理的配慮は、配慮の個別性が低く、基礎的環境整備に当たりうるものが多い等、内容的に十分であるとは言えない現状がある。
- (2) 合理的配慮の充実を図るためには、合理的配慮にかかる教職員の理解が必要である。

2 四日市版インクルDBの取組

(1) 取組の目的

統一書式を用いて合理的配慮の提供事例を記載すること、蓄積した事例を研修会等で検討することにより、合理的配慮にかかる教職員の理解を深める。

(2) 取組の方法

- ① 各校における合理的配慮の提供事例について、特別支援教育コーディネーターが1事例を統一書式「合理的配慮シート」に記載し、教育支援課に提出する。

【主な記載内容】

- ・ 在籍学級
 - ・ 就学相談、相談支援ファイルの有無
 - ・ 校内委員会での検討・保護者（本人）との合意の有無
 - ・ 障害種別
 - ・ 教室環境・学習環境の整備、わかる授業づくり
 - ・ 専門機関による助言
 - ・ 困難さの状態、その要因
 - ・ 手立て（写真）、配慮の場面、配慮の意図
 - ・ 実施期間、評価
- ② 提出された事例については教育支援課が蓄積・整理し、事例集「四日市版インクルDB」として共有・活用を図る。
 - ③ 事例提出にあたっては、事例集への掲載について保護者の了解を得ることとする。なお、保護者の意向を踏まえ、作成した合理的配慮シートを相談支援ファイルに綴じ込むことができる。

3 取組のスケジュール

平成31年

- 1月 平成30年度第3回特別支援教育コーディネーター担当者会議において取組の趣旨と事例の提出方法を説明
- 2月 【各校】事例の記載・提出
- 3月 【教育支援課】事例の蓄積・整理
- 4月 「四日市版インクルDB」を学校・園事務データベース及び教育センターホームページに掲載し、各校園に配付
- 随時 教育支援課指導主事による「四日市版インクルDB」を使った校内ミニ研修（出前研修）を実施

平成32年

- 1月 平成31年度第2回特別支援教育コーディネーター担当者会議において「四日市版インクルDB」を用いた研修を実施

【参考】

初等中等教育段階における「合理的配慮」の定義等

「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している。

〔出典〕文部科学省ホームページ（H30.1.23 検索）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/shugaku/1324325.htm

合理的配慮の留意点

事務・事業の遂行に際して、合理的な配慮として求められる対応について、過重な負担を伴うものと判断した場合には、代替案の提示、実施による解決を図ることを始めとして、求められる対応を実施できない理由等について障害者に対して丁寧に説明し、理解を得るよう努めることとします。

〔出典〕障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領

※インクルDB：（独）国立特別支援教育総合研究所が作成している「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」のこと。全国の合理的配慮の好事例が掲載されている。